

平成 21 年 6 月 30 日

公益信託の現況—平成 20 年公益信託概況調査結果

総務省では、公益信託の実態を把握するため、平成 11 年から毎年、公益信託の所管官庁（国の行政機関、都道府県の知事部局・教育委員会）に対し、調査を行っています。この度、公益信託の所管官庁からの回答に基づき、平成 20 年調査の結果を取りまとめましたので公表します。

1. 信託数（平成 20 年 12 月 1 日現在）

平成 20 年 12 月 1 日現在の公益信託の信託数は 564 件で前年（平成 19 年 10 月 1 日現在）と同数となっている（表 1）。また、平成 19 年 10 月 2 日から 20 年 12 月 1 日までの間における新規信託数は 5 件、当該信託財産（当初）は約 6 億円となっている。

2. 信託財産（平成 20 年 3 月末日現在）

平成 20 年 3 月末日現在の信託財産は前年（平成 19 年 3 月末日現在）より約 6 億円増加の約 695 億円となっている（表 1）。

表 1 信託財産規模別信託数

所管官庁	信託数	信託財産規模別信託数					信託財産 合計金額 (千円)	信託財産 平均金額 (千円)
		1千万円 未 満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上		
国 所 管	181	23	65	34	47	12	31,770,325	175,527
都道府県所管	383	62	168	72	69	12	37,727,105	98,504
合 計	564	85	233	106	116	24	69,497,430	123,222
	比率(%)	15.1	41.3	18.8	20.6	4.3		

(注) 共管重複分を除く実数。

3. 信託目的別信託数（平成 20 年 12 月 1 日現在）

公益信託の信託目的別の信託数を示したものが、表 2 であり、奨学金支給、教育振興、自然科学研究助成、国際協力・国際交流促進が上位を占めている。また、個々の信託目的における国所管、都道府県所管の占める割合を見てみると、国際協力・国際交流促進、自然科学研究助成、人文科学研究助成については国所管の割合が高く、奨学金支給、教育振興、社会福祉等については都道府県所管の割合が高くなっている。

表 2 信託目的別信託数

信託目的	合 計		国 所 管		都道府県所管	
		割合(%)		割合(%)		割合(%)
奨 学 金 支 給	200	28.4	28	11.9	172	36.7
自 然 科 学 研 究 助 成	80	11.4	60	25.5	20	4.3
人 文 科 学 研 究 助 成	19	2.7	15	6.4	4	0.9
教 育 振 興	88	12.5	6	2.6	82	17.5
社 会 福 祉	64	9.1	13	5.5	51	10.9
芸 術 ・ 文 化 振 興	50	7.1	17	7.2	33	7.0
文 化 財 の 保 存 活 用	8	1.1	3	1.3	5	1.1
動 植 物 の 保 護 繁 殖	5	0.7	2	0.9	3	0.6
自 然 環 境 の 保 全	34	4.8	12	5.1	22	4.7
緑 化 推 進	3	0.4	1	0.4	2	0.4
都 市 環 境 の 整 備 ・ 保 全	29	4.1	4	1.7	25	5.3
国 際 協 力 ・ 国 際 交 流 促 進	79	11.2	60	25.5	19	4.1
そ の 他	45	6.4	14	6.0	31	6.6
合 計	704	100.0	235	100.0	469	100.0

(注) 1 複数の信託目的を有する信託があり、信託目的別信託数の合計は延べ数である。
2 割合は、延べ信託数に対する百分率。

4. 主務官庁別信託数（平成20年12月1日現在）

公益信託の主務官庁別の信託数を示したものが、表3である。

表3 主務官庁（府省）別信託数

	本省庁	地方支分部局	都道府県知事	都道府県 教育委員会	合計	割合（％）
内閣府	0	—	16	—	16	2.7
警察庁	1	—	1	—	2	0.3
金融庁	0	0	0	—	0	0.0
総務省	20	—	14	—	34	5.7
法務省	2	—	0	—	2	0.3
外務省	15	—	0	—	15	2.5
財務省	0	0	0	—	0	0.0
文部科学省	85	—	4	266	355	60.0
厚生労働省	29	0	42	—	71	12.0
農林水産省	7	—	4	—	11	1.9
経済産業省	22	—	2	—	24	4.1
国土交通省	8	0	26	—	34	5.7
環境省	15	0	13	—	28	4.7
防衛省	0	—	0	—	0	0.0
省庁別合計	204	0	122	266	592	100.0

（注） 合計は、共管重複分を除いていない単純合計。

5. 授益行為の状況（平成19年度までの累計）

授益行為（助成金等の支給、物品の配布といった資金又は物品の給付を指す。）の状況を示したものが、表4である。

これによると、個人を対象としているものが、全体件数 103,175 件のうち 70,957 件（68.8％）、合計金額 409 億円のうち 189 億円（46.3％）となっており、件数及び金額ともに最多となっていることが分かる。

表4 授益行為対象別件数・金額（累計）

（金額の単位：千円）

	信託数	個人		任意団体		法人		合計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
国所管	181	18,487	11,233,924	4,455	3,647,285	2,987	2,843,893	25,929	18,020,566
都道府県所管	383	52,470	7,696,363	17,154	7,842,608	7,622	7,369,458	77,246	22,908,429
合計	564	70,957	18,930,287	21,609	11,489,893	10,609	10,213,351	103,175	40,928,995
授益行為対象別件数の比率（％）		68.8	—	20.9	—	10.3	—	100.0	—
授益行為対象別金額の比率（％）		—	46.3	—	28.1	—	25.0	—	100.0

（注） 共管重複分を除く実数。

（連絡先）

総務省大臣官房総務課管理室 奥積参事官補佐

（代表）03-5253-5111（内線21625）（直通）03-5253-5181

（FAX）03-5253-5190

資料1 統計表

(目次)

■信託財産規模別信託数	ページ
第1-1表 (全体)	3
第1-2表 (国所管)	3
第1-3表 (都道府県知事所管)	4
第1-4表 (都道府県教育委員会所管)	5
■信託目的別信託数	
第2-1表 (全体)	6
第2-2表 (国所管)	6
第2-3表 (都道府県知事所管)	7
第2-4表 (都道府県教育委員会所管)	8
■第3-1表 主務官庁(府省庁)別信託数	9
■授益行為対象別件数・金額	
第4-1表 (全体)	10
第4-2表 (国所管)	10
第4-3表 (都道府県知事所管)	11
第4-4表 (都道府県教育委員会所管)	12
○利用上の注意	
1 信託数は平成20年12月1日現在	
2 信託財産金額は平成20年3月末日現在	
3 授益行為対象別件数・金額は、平成19年度までの累計	

第1-1表 信託財産規模別信託数(全体)

所管官庁	信託数	信託財産規模					信託財産合計金額(千円)	信託財産平均金額(千円)
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上		
国所管	181	23	65	34	47	12	31,770,325	175,527
都道府県所管	383	62	168	72	69	12	37,727,105	98,504
合計	564	85	233	106	116	24	69,497,430	123,222

(注) 共管重複分を除く実数。

第1-2表 信託財産規模別信託数(国所管)

所管官庁	信託数	信託財産規模					信託財産合計金額(千円)	信託財産平均金額(千円)
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上		
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	1	0	0	0	0	1	188,952	188,952
金融庁	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	20	10	7	1	2	0	824,025	41,201
法務省	2	0	0	1	1	0	257,570	128,785
外務省	15	2	4	2	6	1	2,560,061	170,671
財務省	0	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	85	7	34	13	26	5	15,877,691	186,796
厚生労働省	29	3	9	10	5	2	5,569,494	192,052
農林水産省	7	1	4	1	0	1	972,610	138,944
経済産業省	22	10	7	0	3	2	3,743,968	170,180
国土交通省	8	0	4	2	2	0	533,837	66,730
環境省	15	0	4	4	4	3	3,887,280	259,152
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0
国合計	181	23	65	34	47	12	31,770,325	175,527

(注) 国合計は、共管重複分を除く実数。

第1-3表 信託財産規模別信託数(都道府県知事所管)

所管官庁	信託数	1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上	信託財産合 計金額(千円)	信託財産平 均金額(千円)
北海道知事	6	2	3	1	0	0	130,674	21,779
青森県知事	2	0	1	1	0	0	104,971	52,486
岩手県知事	1	0	1	0	0	0	42,451	42,451
宮城県知事	2	0	0	1	1	0	212,571	106,286
秋田県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県知事	2	0	0	1	0	1	960,682	480,341
茨城県知事	3	1	0	0	2	0	291,755	97,252
栃木県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県知事	1	0	0	1	0	0	75,418	75,418
埼玉県知事	9	1	1	1	5	1	1,849,182	205,465
千葉県知事	7	2	1	2	2	0	782,282	111,755
東京都知事	13	2	5	3	2	1	1,987,866	152,913
神奈川県知事	5	0	2	1	1	1	1,711,227	342,245
新潟県知事	2	0	1	1	0	0	71,835	35,918
富山県知事	3	1	0	1	1	0	545,321	181,774
石川県知事	2	0	1	1	0	0	102,612	51,306
福井県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県知事	1	0	0	0	0	1	1,017,726	1,017,726
長野県知事	3	2	1	0	0	0	20,575	6,858
岐阜県知事	2	0	2	0	0	0	72,678	36,339
静岡県知事	6	0	2	3	0	1	755,769	125,962
愛知県知事	6	0	2	2	2	0	594,897	99,150
三重県知事	2	1	1	0	0	0	26,481	13,241
滋賀県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府知事	1	0	1	0	0	0	47,006	47,006
大阪府知事	12	0	3	4	2	3	4,044,817	337,068
兵庫県知事	7	1	2	0	3	1	1,719,214	245,602
奈良県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県知事	1	0	0	1	0	0	97,858	97,858
鳥取県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県知事	2	0	0	0	1	1	2,625,442	1,312,721
岡山県知事	4	0	1	2	1	0	289,435	72,359
広島県知事	2	0	1	0	1	0	150,524	75,262
山口県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県知事	1	1	0	0	0	0	3,303	3,303
愛媛県知事	3	0	1	1	1	0	214,625	71,542
高知県知事	2	0	2	0	0	0	53,984	26,992
福岡県知事	2	0	1	1	0	0	101,609	50,805
佐賀県知事	1	1	0	0	0	0	7,352	7,352
長崎県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県知事	2	0	0	1	0	1	2,136,208	1,068,104
大分県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県知事	1	0	0	0	1	0	127,632	127,632
沖縄県知事	2	0	1	0	1	0	151,073	75,537
知事合計	121	15	37	30	27	12	23,127,055	191,133

第1-4表 信託財産規模別信託数(都道府県教育委員会所管)

所管官庁	信託数	1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上	信託財産合 計金額(千円)	信託財産平 均金額(千円)
北海道教委	16	5	10	1	0	0	437,648	27,353
青森県教委	1	1	0	0	0	0	7,286	7,286
岩手県教委	1	0	1	0	0	0	43,522	43,522
宮城県教委	9	0	6	1	2	0	619,882	68,876
秋田県教委	6	1	3	0	2	0	677,860	112,977
山形県教委	5	2	1	0	2	0	433,562	86,712
福島県教委	3	0	2	1	0	0	156,425	52,142
茨城県教委	10	5	0	2	3	0	611,874	61,187
栃木県教委	6	0	4	2	0	0	288,995	48,166
群馬県教委	2	0	0	2	0	0	176,241	88,121
埼玉県教委	6	2	2	2	0	0	178,033	29,672
千葉県教委	9	2	4	1	2	0	453,383	50,376
東京都教委	27	6	12	4	5	0	1,796,501	66,537
神奈川県教委	13	3	7	1	2	0	659,957	50,766
新潟県教委	3	0	2	1	0	0	114,496	38,165
富山県教委	4	1	1	0	2	0	625,661	156,415
石川県教委	6	0	3	2	1	0	355,951	59,325
福井県教委	1	0	1	0	0	0	21,791	21,791
山梨県教委	2	0	1	1	0	0	91,317	45,659
長野県教委	7	2	3	1	1	0	455,283	65,040
岐阜県教委	4	0	2	1	1	0	276,079	69,020
静岡県教委	13	0	5	5	3	0	1,332,663	102,513
愛知県教委	4	1	2	0	1	0	243,715	60,929
三重県教委	1	0	1	0	0	0	29,740	29,740
滋賀県教委	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府教委	12	1	8	0	3	0	540,008	45,001
大阪府教委	19	4	8	3	4	0	986,858	51,940
兵庫県教委	19	4	8	4	3	0	995,670	52,404
奈良県教委	1	0	1	0	0	0	40,803	40,803
和歌山県教委	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県教委	1	0	1	0	0	0	14,947	14,947
島根県教委	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県教委	7	0	5	0	2	0	440,681	62,954
広島県教委	8	1	6	1	0	0	303,586	37,948
山口県教委	7	2	4	1	0	0	193,610	27,659
徳島県教委	1	0	0	1	0	0	97,455	97,455
香川県教委	4	0	2	0	2	0	388,119	97,030
愛媛県教委	5	1	4	0	0	0	132,472	26,494
高知県教委	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県教委	9	1	5	2	1	0	608,126	67,570
佐賀県教委	2	1	1	0	0	0	17,310	8,655
長崎県教委	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県教委	4	0	2	1	1	0	219,748	54,937
大分県教委	2	0	1	0	1	0	146,083	73,042
宮崎県教委	2	0	2	0	0	0	70,798	35,399
鹿児島県教委	2	1	0	1	0	0	96,326	48,163
沖縄県教委	2	0	1	0	1	0	174,380	87,190
教委合計	266	47	132	42	45	0	15,554,845	58,477

第2-1表 信託目的別信託数(全体)

所管官庁	延べ 信託数	奨学金支 給	自然科学 研究助成	人文科学 研究助成	教育振興	社会福祉	芸術・ 文化振興	文化財の 保存活用	動植物の 保護繁殖	自然環境 の保全	緑化推進	都市環境 の整備・ 保全	国際協力・ 国際交流 促進	その他
国所管	235	28	60	15	6	13	17	3	2	12	1	4	60	14
都道府県所管	469	172	20	4	82	51	33	5	3	22	2	25	19	31
合計	704	200	80	19	88	64	50	8	5	34	3	29	79	45

第2-2表 信託目的別信託数(国所管)

所管官庁	延べ 信託数	奨学金支 給	自然科学 研究助成	人文科学 研究助成	教育振興	社会福祉	芸術・ 文化振興	文化財の 保存活用	動植物の 保護繁殖	自然環境 の保全	緑化推進	都市環境 の整備・ 保全	国際協力・ 国際交流 促進	その他
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	21	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	19	0
法務省	3	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
外務省	19	1	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	14	0
財務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	92	24	31	12	3	0	15	2	0	1	0	0	3	1
厚生労働省	33	1	17	0	2	11	1	0	0	0	0	0	0	1
農林水産省	11	1	3	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	3
経済産業省	22	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	3
国土交通省	12	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	1	3	4
環境省	21	0	4	0	0	0	0	1	2	9	0	3	1	1
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国合計	235	28	60	15	6	13	17	3	2	12	1	4	60	14

(注)信託目的の内容は、次のとおり。

- ① 奨学金支給
学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学又は大学院等の生徒又は学生に対する奨学金の支給又は貸与を目的とするもの
- ② 自然科学研究助成
自然科学の研究に対する助成又は顕彰を目的とするもの
- ③ 人文科学研究助成
人文科学の研究に対する助成又は顕彰を目的とするもの
- ④ 教育振興
学校教育、障害者教育又は社会教育の振興活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの
- ⑤ 社会福祉
社会福祉活動に対する助成を目的とするもの
- ⑥ 芸術・文化振興
芸術・文化振興活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの
- ⑦ 文化財の保存活用
文化財の保全及び活用に関する活動に対する助成を目的とするもの
- ⑧ 動植物の保護繁殖
動植物の保護繁殖に関する活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの
- ⑨ 自然環境の保全
自然環境等の整備・保全活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの
- ⑩ 緑化推進
国土の緑化活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの
- ⑪ 都市環境の整備・保全
都市環境の整備・保全活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの
- ⑫ 国際協力・国際交流促進
海外の経済又は技術協力の推進活動に対する助成、教育、学術、文化等の国際交流活動に対する助成を目的とするもの
- ⑬ その他
上記以外を信託目的とするもの

第2-3表 信託目的別信託数(都道府県知事所管)

所管官庁	延べ 信託数	奨学金支 給	自然科学 研究助成	人文科学 研究助成	教育振興	社会福祉	芸術・ 文化振興	文化財の 保存活用	動植物の 保護繁殖	自然環境 の保全	緑化推進	都市環境 の整備・ 保全	国際協力・ 国際交流 促進	その他
北海道知事	6	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	1	1
青森県知事	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
岩手県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
宮城県知事	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
秋田県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県知事	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
茨城県知事	3	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0
栃木県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県知事	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県知事	11	1	0	0	0	4	0	0	0	2	0	2	0	2
千葉県知事	9	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	3	0	2
東京都知事	16	1	1	0	1	6	0	0	0	3	0	3	0	1
神奈川県知事	6	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	3	0	1
新潟県知事	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
富山県知事	4	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県知事	3	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1
福井県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
長野県知事	3	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
岐阜県知事	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
静岡県知事	6	0	0	0	0	4	0	0	0	1	0	0	0	1
愛知県知事	6	0	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2
三重県知事	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
滋賀県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府知事	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府知事	14	0	0	0	0	3	0	0	0	2	1	6	0	2
兵庫県知事	8	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	4	0	0
奈良県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
鳥取県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県知事	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1
岡山県知事	5	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	1
広島県知事	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
山口県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県知事	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県知事	5	1	0	0	0	2	0	0	1	1	0	0	0	0
高知県知事	4	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2
福岡県知事	3	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1
佐賀県知事	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県知事	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0
大分県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県知事	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
沖縄県知事	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
知事合計	145	9	3	0	3	43	8	1	2	20	2	25	3	26

第2-4表 信託目的別信託数(都道府県教育委員会所管)

所管官庁	延べ 信託数	奨学金支 給	自然科学 研究助成	人文科学 研究助成	教育振興	社会福祉	芸術・ 文化振興	文化財の 保存活用	動植物の 保護繁殖	自然環境 の保全	緑化推進	都市環境 の整備・ 保全	国際協力・ 国際交流 促進	その他
北海道教委	16	10	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森県教委	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県教委	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県教委	13	6	1	0	4	0	0	0	1	0	0	0	1	0
秋田県教委	7	3	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
山形県教委	6	3	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0
福島県教委	4	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県教委	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木県教委	6	5	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
群馬県教委	3	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
埼玉県教委	8	4	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0
千葉県教委	11	7	0	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0
東京都教委	30	20	1	1	5	2	0	0	1	0	0	0	0	0
神奈川県教委	14	8	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	1	2
新潟県教委	4	1	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0
富山県教委	5	2	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県教委	9	4	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県教委	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県教委	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
長野県教委	8	5	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜県教委	6	2	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	1	0
静岡県教委	18	6	0	0	5	0	3	1	0	1	0	0	2	0
愛知県教委	4	1	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0
三重県教委	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県教委	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府教委	17	9	1	0	6	0	1	0	0	0	0	0	0	0
大阪府教委	23	10	2	1	7	0	2	0	0	0	0	0	1	0
兵庫県教委	25	8	0	0	11	3	1	0	0	0	0	0	2	0
奈良県教委	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県教委	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県教委	2	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
島根県教委	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県教委	8	3	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	2
広島県教委	9	5	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0
山口県教委	8	6	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県教委	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
香川県教委	4	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県教委	6	3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0
高知県教委	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県教委	14	6	2	0	2	0	1	0	0	0	0	0	3	0
佐賀県教委	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県教委	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県教委	5	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0
大分県教委	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県教委	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県教委	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄県教委	3	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
教委合計	324	163	17	4	79	8	25	4	1	2	0	0	16	5

第3-1表 主務官庁(府省庁)別信託数

	内閣府	警察庁	金融庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省	都道府県別合計
北海道知事	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	1	0	0	6
青森県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
岩手県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
宮城県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
秋田県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
茨城県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	3
栃木県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県知事	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
埼玉県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	2	2	0	9
千葉県知事	1	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	3	0	0	7
東京都知事	1	1	0	0	0	0	0	0	6	0	0	3	2	0	13
神奈川県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	5
新潟県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
富山県知事	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	4
石川県知事	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
福井県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
長野県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	3
岐阜県知事	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
静岡県知事	0	0	0	1	0	0	0	0	4	0	0	0	1	0	6
愛知県知事	0	0	0	2	0	0	0	0	3	0	0	0	1	0	6
三重県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
滋賀県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府知事	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
大阪府知事	0	0	0	2	0	0	0	0	3	2	0	5	0	0	12
兵庫県知事	0	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	7
奈良県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
鳥取県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県知事	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
岡山県知事	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	4
広島県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
山口県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県知事	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
愛媛県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	3
高知県知事	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
福岡県知事	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
佐賀県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
長崎県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県知事	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
大分県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
沖縄県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
府省庁別合計	16	1	0	14	0	0	0	4	42	4	2	26	13	0	122

第4-1表 授益行為対象別件数・金額(全体)

(金額の単位:千円)

所管官庁	信託数	個人		任意団体		法人		合計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
国合計	181	18,487	11,233,924	4,455	3,647,285	2,987	2,843,893	25,929	18,020,566
都道府県所管	383	52,470	7,696,363	17,154	7,842,608	7,622	7,369,458	77,246	22,908,429
合計	564	70,957	18,930,287	21,609	11,489,893	10,609	10,213,351	103,175	40,928,995

(注) 共管重複分を除く実数。

第4-2表 授益行為対象別件数・金額(国所管)

(金額の単位:千円)

所管官庁	信託数	個人		任意団体		法人		合計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	1	133	117,660	0	0	0	0	133	117,660
金融庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	20	213	79,975	5	3,900	375	223,462	593	307,337
法務省	2	158	22,178	20	3,660	0	0	178	25,838
外務省	15	1,556	387,773	1,000	1,036,917	1,083	930,864	3,639	2,651,017
財務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	85	12,890	7,869,503	746	466,583	385	359,580	14,021	8,695,666
厚生労働省	29	2,496	2,201,506	1,379	1,022,349	794	683,628	4,669	3,907,483
農林水産省	7	274	52,081	90	156,149	19	8,077	383	216,308
経済産業省	22	58	121,786	87	38,554	416	264,337	561	424,677
国土交通省	8	530	213,998	77	76,792	53	38,221	660	329,011
環境省	15	392	293,474	1,603	1,776,405	465	943,260	2,460	3,013,139
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国合計	181	18,487	11,233,924	4,455	3,647,285	2,987	2,843,893	25,929	18,020,566

(注) 国合計は、共管重複分を除く実数。

第4-3表 授益行為対象別件数・金額(都道府県知事所管)

(金額の単位:千円)

所管官庁	個人			任意団体		法人		合計	
	信託数	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道知事	6	657	56,316	63	13,903	63	11,585	783	81,804
青森県知事	2	8	11,000	203	58,380	60	35,680	271	105,060
岩手県知事	1	12	3,900	120	32,980	41	21,170	173	58,050
宮城県知事	2	3	1,201	124	147,295	9	2,300	136	150,796
秋田県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県知事	2	10	1,340	264	173,063	128	142,965	402	317,368
茨城県知事	3	36	4,970	287	32,658	170	26,555	493	64,183
栃木県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県知事	1	0	0	128	6,000	15	1,350	143	7,350
埼玉県知事	9	6,438	290,495	772	169,225	68	45,697	7,278	505,417
千葉県知事	7	104	14,135	465	234,443	84	47,281	653	295,859
東京都知事	13	6	800	756	362,266	800	420,280	1,562	783,346
神奈川県知事	5	8	481	509	1,030,968	162	151,736	679	1,183,185
新潟県知事	2	0	0	13	4,444	139	58,987	152	63,431
富山県知事	3	4	4,800	132	27,545	54	60,224	190	92,569
石川県知事	2	8	900	150	53,415	3	7,900	161	62,215
福井県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県知事	1	0	0	38	129,000	0	0	38	129,000
長野県知事	3	28	12,490	100	10,676	12	9,600	140	32,766
岐阜県知事	2	560	9,030	0	0	456	354,467	1,016	363,497
静岡県知事	6	4	550	498	62,020	316	160,969	818	223,539
愛知県知事	6	67	34,373	300	31,043	81	42,696	448	108,112
三重県知事	2	183	10,490	33	6,522	50	9,923	266	26,935
滋賀県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府知事	1	0	0	164	27,704	25	13,549	189	41,253
大阪府知事	12	308	23,634	700	1,571,211	1,200	4,669,870	2,208	6,264,715
兵庫県知事	7	3	250	904	384,905	134	117,418	1,041	502,573
奈良県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県知事	1	0	0	14	5,907	0	0	14	5,907
鳥取県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県知事	2	0	0	1,732	1,089,060	54	121,232	1,786	1,210,292
岡山県知事	4	1,186	85,120	168	20,110	17	3,040	1,371	108,270
広島県知事	2	21	6,300	87	20,264	7	4,964	115	31,528
山口県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県知事	1	36	4,750	1	900	26	9,470	63	15,120
愛媛県知事	3	30	8,850	0	0	0	0	30	8,850
高知県知事	2	0	0	194	46,389	62	18,625	256	65,014
福岡県知事	2	22	1,430	451	89,719	37	10,830	510	101,979
佐賀県知事	1	0	0	0	0	26	20,574	26	20,574
長崎県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県知事	2	7	2,000	402	672,670	42	61,300	451	735,970
大分県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県知事	1	0	0	193	72,017	16	8,440	209	80,457
沖縄県知事	2	0	0	125	56,507	44	20,128	169	76,635
知事合計	121	9,749	589,605	10,090	6,643,209	4,401	6,690,805	24,240	13,923,619

第4-4表 授益行為対象別件数・金額(都道府県教育委員会所管)

(金額の単位:千円)

所管官庁	個人			任意団体		法人		合計	
	信託数	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道教委	16	3,237	670,106	267	45,400	18	2,400	3,522	717,906
青森県教委	1	110	86,260	0	0	0	0	110	86,260
岩手県教委	1	101	31,226	0	0	0	0	101	31,226
宮城県教委	9	1,222	195,531	15	2,246	8	1,750	1,245	199,527
秋田県教委	6	1,004	192,050	18	4,200	38	18,564	1,060	214,814
山形県教委	5	322	94,040	188	50,709	11	8,670	521	153,419
福島県教委	3	201	38,868	0	0	170	35,505	371	74,373
茨城県教委	10	1,335	377,656	0	0	0	0	1,335	377,656
栃木県教委	6	673	96,755	27	26,518	0	0	700	123,273
群馬県教委	2	89	25,180	139	27,386	0	0	228	52,566
埼玉県教委	6	816	142,465	555	14,741	0	0	1,371	157,206
千葉県教委	9	1,980	328,216	88	9,970	32	3,200	2,100	341,386
東京都教委	27	2,241	654,119	308	88,930	308	151,295	2,857	894,344
神奈川県教委	13	829	196,972	187	27,039	232	49,861	1,248	273,872
新潟県教委	3	275	59,962	120	29,745	0	0	395	89,707
富山県教委	4	78	15,686	71	24,112	7	9,488	156	49,286
石川県教委	6	4,695	276,014	623	92,779	23	11,450	5,341	380,243
福井県教委	1	289	2,735	0	0	90	7,307	379	10,042
山梨県教委	2	276	114,580	0	0	3	600	279	115,180
長野県教委	7	780	289,930	133	10,128	167	55,837	1,080	355,895
岐阜県教委	4	1,230	77,567	59	30,400	105	45,510	1,394	153,477
静岡県教委	13	1,734	306,247	1,405	289,301	456	37,505	3,595	633,053
愛知県教委	4	3,473	26,210	66	18,174	0	0	3,539	44,384
三重県教委	1	0	0	106	11,690	0	0	106	11,690
滋賀県教委	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府教委	12	1,521	182,098	34	9,500	251	69,219	1,806	260,817
大阪府教委	19	2,507	810,903	864	88,521	20	12,621	3,391	912,045
兵庫県教委	19	3,901	519,154	530	134,955	788	134,974	5,219	789,083
奈良県教委	1	0	0	0	0	64	29,362	64	29,362
和歌山県教委	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県教委	1	0	0	84	24,000	0	0	84	24,000
島根県教委	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県教委	7	1,817	328,003	253	32,265	219	26,010	2,289	386,278
広島県教委	8	1,392	175,596	250	51,491	9	2,598	1,651	229,685
山口県教委	7	901	97,376	309	21,600	2	2,000	1,212	120,976
徳島県教委	1	52	14,800	0	0	0	0	52	14,800
香川県教委	4	486	115,380	102	13,400	0	0	588	128,780
愛媛県教委	5	354	54,959	125	15,500	19	2,420	498	72,879
高知県教委	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県教委	9	923	234,913	191	54,693	237	10,380	1,351	299,986
佐賀県教委	2	276	18,264	0	0	0	0	276	18,264
長崎県教委	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県教委	4	99	35,473	152	42,150	8	3,004	259	80,627
大分県教委	2	685	98,376	0	0	0	0	685	98,376
宮崎県教委	2	846	23,320	0	0	38	7,961	884	31,281
鹿児島県教委	2	685	70,888	25	2,746	0	0	710	73,634
沖縄県教委	2	432	106,500	81	21,520	0	0	513	128,020
教委合計	266	43,867	7,184,378	7,375	1,315,809	3,323	739,491	54,565	9,239,678

資料 2-1 公益信託制度の概要

1. 公益信託とは

公益信託とは、委託者が、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他一定の公益目的のため、受託者に対してその財産を移転し、受託者をしてその公益目的に従ってその財産を管理又は処分させ、もってその公益目的を実現しようとする制度である。「公益信託二関スル法律〔大正 11 年法律第 62 号〕」では、公益信託は、受益者の定めのない信託のうち、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益を目的とするもので主務官庁による引受けの許可を受けたものをいうこととされている（同法第 1 条）。なお、受益者の定めのない信託については、従来、公益信託のみが許容されていたが、平成 18 年の信託法改正において、受益者の定めのない信託が一般に許容されている（信託法〔平成 18 年法律第 108 号〕第 258 条）。

2. 公益信託の特色

公益信託とは、上記のとおり、一定の公益目的のためにされる信託であるが、その公益目的や実際の社会的機能において公益法人、特に公益財団法人と類似している。

しかし、公益法人においては、法人という法主体として、公益目的のために自律的活動を行うものであるのに対し、公益信託においては、抛出された財産（信託財産）が既存の法主体である受託者に名義上帰属し、設定された公益目的のため受託者の固有財産とは別に管理、運用されていくものであって、両者の法的構造は異なる。

また、公益法人においては、永続的又は相当長期間にわたってその存続が予定されているのに対し、公益信託においては、信託の制度上、比較的短期間のものであっても差し支えないなど、より弾力的な運用が可能である。

3. 公益信託の仕組み

公益信託は、委託者が受託者との間で一定の公益目的のために財産を信託する信託契約（以下「公益信託契約」という。）を締結することにより、又は委託者の遺言により、信託の法律関係をつくり（信託法第 2 条、第 3 条及び第 258 条）、これについて受託者が主務官庁の許可を受けることによって効力を生じる（公益信託二関スル法律第 2 条）。

公益信託は、主務官庁の監督に属し（公益信託二関スル法律第 3 条）、受託者は信託行為の定めるところに従って、自己の名で信託財産を管理又は処分して公益事業を営む。信託財産は受託者に移転されるが、受託者の固有財産とは区別される（信託法第 16 条から第 25 条まで及び第 34 条）。

受託者は、その事務処理について善管注意義務（第 29 条）や忠実義務（第 30 条）等を負い、信託財産に関してその任務に違反する行為をした場合には損失てん補等を行なけれ

ばならない（第40条）。

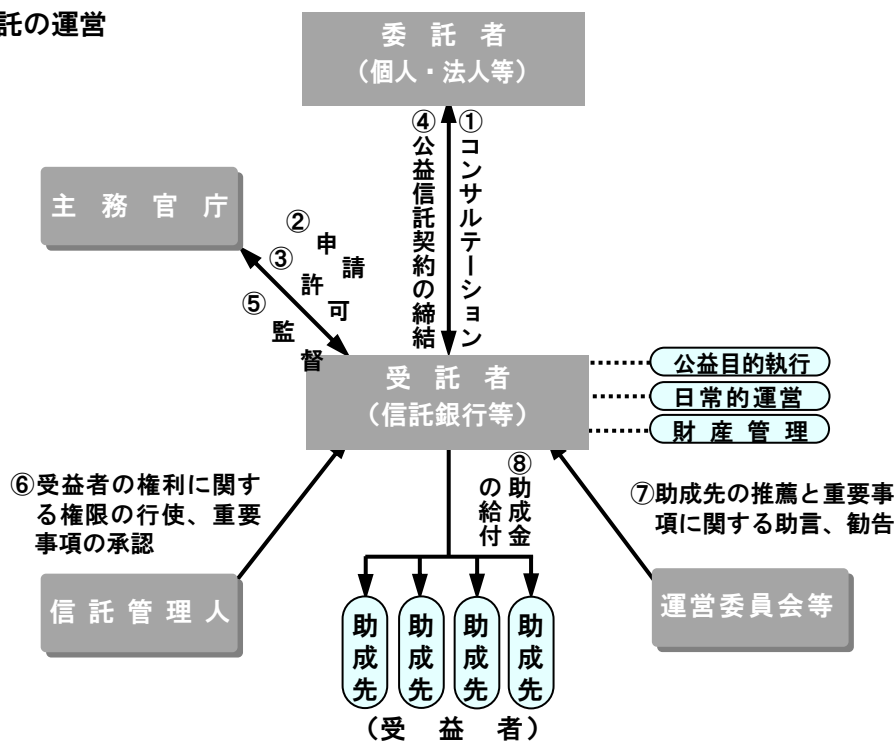
4. 公益信託に対する統一的な指導監督等の基準

公益信託に対する適正な指導監督等を行うための現行の統一的基準としては、平成6年9月13日に公益法人等指導監督連絡会議で決定された「公益信託の引受け許可審査基準等について」〔資料2-2〕があり、所管官庁においては、この基準にのっとった指導監督等が行われている。

5. 公益信託の運営

公益信託の一般的な運営を示したものが、図1である。これを基に説明すると、おおむね以下のとおりである。

図1 公益信託の運営



※ (社) 信託協会「公益信託—その制度のあらまし—」を基に総務省作成

- ① 委託者（個人・法人等）と受託者（信託銀行等）との間で、公益目的の具体的な選定、その目的達成のための方法、公益信託契約書の内容等について打合せを行う。

- ② 受託者は、公益信託の引受けの許可につき、主務官庁に申請する。
- ③ 主務官庁は、これを審査の上、許可する。
- ④ 許可を受けた後、委託者と受託者との間で、「公益信託契約」を締結する。
- ⑤ 主務官庁は、財団法人に対するものと同様の監督のほか、公益信託の事務処理につき、検査等を行うことができる。
- ⑥ 信託管理人は、不特定多数の受益者のいわば代表者として、受託者の職務のうち重要な事項について承認を与える。
- ⑦ 運営委員会等は、公益目的の円滑な遂行のため、受託者の諮問により、助成先の推薦及び公益信託の事業の遂行について助言・勧告を行う。
- ⑧ 受託者は、運営委員会等の助言・勧告に基づき、その公益信託の目的に沿った助成先への助成金の給付を行う。

なお、上記以外にも、受託者は次のような信託事務を行う。

- 事業計画・収支予算の作成
- 助成金給付のための基礎資料の収集・管理
- 助成金給付先の募集、受付及び選考
- 信託管理人・運営委員会に関する事務
- 主務官庁への諸届事務
- 信託事務及び財産状況の公告
- 委託者への報告
- パンフレット・年次報告書の作成
- 授賞式等の挙行に係る事務

6. 公益信託の税制

公益信託に財産を拠出した場合の税制としては以下のものがある。

法人が特定公益信託^(注1)の信託財産とするために支出した金銭は寄附金とみなされる(法人税法第37条第6項)。

さらに、認定特定公益信託^(注2)の信託財産とするために支出した金銭は、特定公益増進法人に対する寄附金と同様に、寄附金控除等の優遇措置の対象とされる(所得税法第78条第3項又は法人税法第37条第6項)。

(注1) 特定公益信託とは、公益信託のうち、信託の終了の時における信託財産がその信託財産に係る信託の委託者に帰属しないこと等一定の事項が信託行為において明らかであり、かつ、受託者が信託銀行等であることという要件を満たすことにつき、主務大臣の証明を受けたものをいう。

(注2) 認定特定公益信託とは、特定公益信託のうち、その信託の目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献等一定のものであり、その目的に関し相当と認められる業績が持続できることにつき主務大臣の認定を受け、かつ、その認定を受けた日の翌日から5年を経過していないものをいう。

資料 2-2

公益信託の引受け許可審査基準等について

平成6年9月13日

公益法人等指導監督連絡会議決定

公益信託の引受け許可審査の基準は、少なくとも次の各項の趣旨に添うものとする。なお、信託行為の変更についても、次の各項の趣旨に反することとなるような場合は、これを認可しない。

1 目的

公益信託は、公益の実現すなわち、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするものでなければならない。従って、次のようなものは、引受けを許可しない。

- ア 委託者と特定の関連を有する者又は同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とするもの。
- イ 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするもの。
- ウ 特定個人の精神的又は経済的支援を目的とするもの。

2 授益行為

公益信託の授益行為は、次の事項のすべてに適合していなければならない。

- ア 当該公益信託の目的に照らし、適切な内容のものであること。
- イ 授益行為の内容は、原則として、助成金、奨学金、奨励金、寄附金等の支給若しくは物品の配布のような資金又は物品の給付であること。
- ウ 授益行為が信託行為上具体的に明確にされていること。
- エ 営利事業として行うことが適当と認められる性格及び内容のものでないこと。

3 名称

公益信託の名称は、その目的及び実態を適切に表現した社会通念上妥当なものでなければならない。従って、次のような名称は適当でない。

- ア 国又は地方公共団体の機関等と誤認させるおそれのある名称
- イ 既存の法人又は公益信託と誤認させるおそれのある名称
- ウ 当該公益信託の授益行為の範囲とかけはなれた名称

4 信託財産

公益信託は、その目的を達成するため、授益行為を継続するのに必要な確固とした財産的基礎を有していなければならない。従って、少なくとも次の事項に適合していなければならない。

- ア 引受け当初の信託財産の運用によって生ずる収入により、その目的の達成に必要な授益行

為が遂行できる見込みであること。ただし、信託財産の取崩しを内容とする公益信託にあっては、信託財産により、その目的の達成に必要な受益行為が存続期間を通して遂行できる見込みであること。

イ 価値の不安定な財産、客観的な評価が困難な財産又は過大な負担付財産が、上記「ア」の財産の中の相当部分を占めていないこと。

5 信託報酬

公益信託の引受けに係る受託者への報酬については、信託行為に明確に定めるものとし、その額は信託事務の処理に要する人件費その他必要な費用を超えないものであること。

6 機関

(1) 公益信託は、その適正な運営を確保するため、信託管理人を置き、及び運営委員会等を設置していなければならない。

(2) 公益信託の受託者、信託管理人及び運営委員会等の機関は、当該公益信託の健全かつ継続的な運営を可能とするようなものでなければならない。従って、各機関については、その事務の内容が信託行為上明確にされているとともに、少なくとも次の事項に適合していなければならない。

ア 受託者

受託者は、適切な管理運営をなし得る能力を有するもので、社会的な信用を有し、かつ、知識及び経験が豊富であること。

イ 信託管理人

- ① 信託管理人は、当該公益信託の目的に照らして、これにふさわしい学識、経験及び信用を有するものであること。
- ② 信託管理人は、委託者又は受託者と親族、使用人等特別の関係を有する者でないこと。
- ③ 信託管理人は、原則として、個人であること。

ウ 運営委員会等

- ① 運営委員会等の構成員の数は、当該公益信託の実態からみて多すぎないこととし、特別の理由がある場合を除き5人から10人程度であること。
- ② 運営委員会等の構成員は、当該公益信託の目的たる受益行為について深い学識経験を有する個人であること。
- ③ 運営委員会等の構成員の相当部分が同一親族で占められていないこと等適正な運営が行われるような構成であること。
- ④ 運営委員会等は、構成員の多数の意思が適正に反映されるよう会議の成立要件及び議決要件が定められていること。
- ⑤ 構成員の任期は、あまり長期でないこと。